

桶川市議会議員政治倫理条例 逐条解説

桶川市議会の目指す市民に開かれた議会づくりは、市議会議員に対する市民の信頼によって実現するものである。

そのために、市議会議員は、自ら律する共通の政治倫理に基づき、公職にある者として高い倫理観及び良識並びに市民を代表する誇りを持ってその職責を担い、説明責任を果たしていくことが求められる。

よって、ここに市議会議員と市民の信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

【解説】

この条例を制定するにあたり、桶川市議会の目指すべき議会づくりと、基本的な考え方、市議会議員のあるべき姿勢を示しています。

（目的）

第1条 この条例は、桶川市議会議員（以下「議員」という。）が、その職務が市民の負託によるものであることに鑑み、市民全体の奉仕者であることを認識し、その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員倫理に関する基準を定めるとともに、必要な措置を講ずることにより、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員は、市民の負託を受けて議員活動を行っており、市民全体の奉仕者であることと認識し、自己または特定の者の利益を図ることのないよう議員倫理に関する基準を定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として定めています。

（議員の責務）

第2条 議員は、高い倫理的責務が課せられていることを自覚し、自らを厳しく律

するとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持するよう努めなければならない。

- 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表者として、品位と名誉を守り、使命の達成と倫理の向上に努めるとともに、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、自らその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めることを定めています。

（市民の責務）

第3条 市民は、主権者として自ら市政に参加し、公共の利益を実現する責任を担うとともに、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

【解説】

政治倫理を確立するためには、市民の理解と協力が不可欠です。市民の役割として、積極的に市政へ参加すること、議員に対する不正な働きかけを行わないことを定めています。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、桶川市議会（以下「議会」という。）及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会の規範のほか、次に掲げる議員の政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市政への不信を招くことのないよう品位及び名誉を損なう一切の行為並びに社会的信用を失墜させる行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 人事（職員等の採用、昇任、降任及び転任並びに任命をいう。）の公正を害

する行為を行わないこと。

(4) 職員等の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市、出資法人又は指定管理者が行う工事等の請負契約、委託契約若しくは物品納入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定の者に有利又は不利になるよう働きかけないこと。

(6) 指定管理者の指定又は市が行う補助金の交付に関し、特定の者に有利又は不利になるよう働きかけないこと。

(7) 桶川市男女共同参画推進条例（平成14年桶川市条例第13号）、桶川市手話言語条例（平成28年桶川市条例第24号）等の趣旨を踏まえ、多様性の尊重に配慮した人権意識を持ち、不当な差別的取扱い又は言動、暴力的若しくは性的な言動をはじめとした人権侵害行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

2 議員及びその後援団体は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を遵守し、寄附等に関する禁止事項について、市民、企業、団体等に理解を求めるよう努めなければならない。

【解説】

1 本条は、第2条において規定する議員の責務を果たすため、必要になる具体的な遵守事項を規定しています。

(1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為や社会的信用を失墜させる行為、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為等をしてはならないことを定めています。

(2) 議員の立場を利用し、いかなる金品も授受してはならないことを定めています。

(3) 職員等の採用、昇任、降任、転任や任命といった人事について、特定の個人が有利又は不利になるように働きかけてはならないことを定めています。

(4) 政治的圧力により、行政の中立・公平性を損なう行為をしてはならないこと

を定めています。

(5) 市、出資法人又は指定管理者が行う工事等の請負契約、委託契約、物品納入契約や許可、認可その他の処分に関して、特定の者に有利又は不利になるよう働きかけないことを定めています。

(6) 市職員等の公正な職務執行を妨げる行為の具体的な事例として、指定管理者の候補となる団体を選定する際、又は補助金の交付団体を決定する過程において、特定の団体に有利又は不利に働きかけないことを定めています。

(7) 桶川市男女共同参画推進条例及び桶川市手話言語条例等の趣旨を踏まえ、多様性の尊重に配慮し、人権侵害行為を行ってはならないこと又は第三者に同様の行為をさせてはならないことを定めています。

2 地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令は当然に遵守しなければならないこと、また、市民や企業、団体等にもこれらの法令に定められた禁止事項を後援団体とともに周知し、理解に努めることを定めています。

(市の契約に対する遵守事項)

第5条 議員並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、当該議員の一親等内の血族及び同居の親族（以下この項において「議員等」という。）が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業並びに事業を営む議員等は、地方自治法（昭和22年法律第67号。「以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

2 前項の議員が実質的に経営に関与する企業とは、次に掲げるものをいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

【解説】

本条は、第4条の政治倫理基準のほかに議員、配偶者、一親等以内の血族または

同居の親族が経営する企業等を対象とした請負規制について定めています。

また、議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業は、会社法第309条第2項に規定する特別決議を不成立にすることができる条件を参考に定めています。

（審査の請求）

第6条 市民又は議員は、次に掲げる事由があると認めるときは、市民にあっては公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において桶川市の選挙人名簿に登録されている者の総数の500分の1以上の署名をもって、議員にあっては議員の定数の3分の1以上の署名をもって、議長に審査を請求することができる。

（1）議員が政治倫理基準に違反した疑いがあるとき。

（2）議員が市の契約に対する遵守事項に違反した疑いがあるとき。

2 前項の規定により審査を請求しようとする者は、同項各号に掲げる疑いがあることを証する資料を添付した審査請求書を議長に提出しなければならない。

【解説】

本条は、審査の請求について、市民及び議員が請求する場合の共通事項として、審査請求書に第4条第1項または第5条に違反する疑いがあることを証する資料の添付を義務付け、恣意的な審査請求が行われないように定めています。疑いがあることを証する資料（書類、映像、音声）は、客観的に判断できるものとし、主観的又は恣意的なものは認められません。

（選挙人名簿に登録されている者による場合の署名の審査）

第7条 本市の選挙人名簿に登録されている者の署名による場合の代表者は、その署名簿を議長を経由して桶川市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出し、これに署名した者が本市の選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合において、選挙管理委員会は、署名

簿の提出があった日から20日以内にその審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の証明を終了した場合には、議長に対し、その結果を送付し、署名簿を返付しなければならない。

【解説】

本条は、選挙人名簿に登録されている者の署名による審査請求があった場合の、署名の審査について定めています。

- 1 審査請求代表者は、議長を通じて署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名人が選挙人名簿に登録されていることの証明を求めることを規定しています。

選挙管理委員会は署名簿の提出から20日以内に審査を行い、署名の効力の決定とその証明を行わなければなりません。

- 2 選挙管理委員会は、第1項の証明が終了した場合、議長に対し、その結果を送付するとともに、署名簿を返付することを規定しています。

（議員による場合の署名の審査）

第8条 議長は、議員の署名による場合の代表者から第6条の規定による請求があったときは、その日から3日以内に署名簿の審査を行い、署名の効力を決定しなければならない。

【解説】

議長は、議員の署名による審査請求があった場合、請求から3日以内に署名の効力を決定することを規定しています。

（地方自治法の準用）

第9条 法第74条第7項から第9項までの規定は本市の選挙人名簿に登録されている者の署名による場合について、それぞれ準用する。

【解説】

地方自治法は、地方公共団体の長に対し、その地方公共団体で選挙権を有する者

が署名により条例の制定や改廃の請求を行うことに関する規定を置いており、本条はその一部を準用することを規定しています。選挙人名簿に登録されている者の署名による審査請求において、準用する規定の概要は以下のとおりです。

- ① 本市を含む区域で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員、長の選挙が行われる場合、一定期間は請求のための署名を求めることができません。
(法第74条第7項)

- ② 心身の故障その他の事由により、署名簿に署名することができないときは、本市で選挙権を有する者に委任して署名をすることができます。その際、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければなりません。
(法第74条第8条及び第9項)

(審査会の設置)

第10条 議長は、第6条の規定による有効な審査の請求があったときは、これを審査するため、桶川市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、社会的信望があり、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議長が公正を期して委嘱し、又は指名する。
- 4 当該審査の請求の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）並びに当該議員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、一親等内の血族及び同居の親族並びに当該審査の請求に係る事案に利害関係のある者は委員になることはできない。
- 5 委員の任期は、当該審査の請求に係る事案について、第13条第1項の規定による報告をするまでの期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【解説】

- 1 本条は、審査会の設置について規定しています。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織することを規定していますが、原則として5人で組織します。「5人以内」としているのは、委員に不足が生じ、その欠員が補充されるまでの間の状態に備えるためのものです。
- 3 審査会の委員の構成については、審査事件ごとに、社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者から、議長が委嘱し、指名することになります。なお、「社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者」とは、市議会議員のほか、弁護士、大学教授、税理士等を想定しています。
- 4 審査の公正を期するため、審査対象議員や配偶者、一親等内の血族、同居の親族、審査事案の利害関係者は委員になることができません。
- 5 委員の任期は、議長の委嘱、指名が行われたときから審査請求にかかる事案の結果を議長に報告するまでの期間とします。

ただし、何らかの事情により、当該委員が委嘱、指名時の職を失った場合は、審査の状況に関わらず、委員としての任期も終了します。

(審査会の審査)

- 第11条 審査会は、当該審査の請求の内容について、政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否を審査するものとする。
- 2 前項の場合において、審査会は、審査対象議員に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

【解説】

- 1 本条は、審査会の審査について規定しています。

2 審査会は、第1項の審査にあたり、審査対象議員に対する事情聴取のほか、審査を行うにあたり必要な調査を行うことが出来ることを規定しています。

3 審査会は審査対象議員に対して調査を行うことが出来ることに対応して、審査対象議員が審査会で弁明が出来る機会を保障することを規定しています。

4、5 審査会は、委員の過半数が出席することで、会議を開くことができることを規定しています。なお、審査会の会議は原則公開としますが、事案の内容によっては非公開が望ましいことも想定されるため、審査会に出席している委員の過半数の同意があれば、会議を非公開とすることができることを規定しています。

(審査結果の報告等)

第12条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

【解説】

審査会は、第12条の規定による審査を終了したときは、議長に対してその審査結果を報告しなければならないことを規定しています。

また、審査の結果、政治倫理基準等に違反がないと確認した場合は、審査対象議員の名誉を回復する措置を講ずることを、議長に求めることを規定しています。その場合の措置としては、桶川市議会ホームページや市議会だより等で公表することなどが考えられます。

(審査結果の通知及び公表)

第13条 議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、第6条第1項の規定により審査の請求をした者の代表者及び審査対象議員に対し、速やかに前条第1項の審査の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

【解説】

議長は、第 13 条の規定による報告を審査会から受けたときは、審査の請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、審査結果を公表する義務があることを規定しています。なお、審査の結果は、桶川市議会ホームページや市議会だより等で公表します。

（意見書の提出及び公表）

第 14 条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、特別な事情がない限り通知日から起算して 30 日を経過する日までに、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書を公表するものとする。

【解説】

審査対象議員は、第 14 条の規定による審査結果の通知を受けたときは、当該通知の内容について、特別な事情がない限り通知日から起算して 30 日を経過する日までに意見書を提出することができることを規定しています。その場合、議長は第 14 条の規定による審査結果の公表と同様に、当該意見書を公表することを規定しています。

（措置及び公表）

第 15 条 審査対象議員は、自己に関する審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準等に関する規定に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、第 1 条の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前項の措置を講じないときは、議会の名誉及び品位を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、第 1 項又は前項の規定による措置が講じられたときは、その内容を公表するものとする。

【解説】

本条は、審査の結果に対する措置及び公表について規定しています。

- 1 審査対象議員は、審査会での審査結果において、当該議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、本条例の目的を果たすために必要な措置を講じなければならないことを規定しています。
- 2 議長は、審査対象議員が、第1項の規定に基づく措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じることを規定しております。

（議長の代理）

第16条 議長が審査の対象となったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務（第11条の規定による職務を除く。次項において同じ。）を行う。

- 2 議長及び副議長が共に審査の対象となったときは、年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

【解説】

本条例に規定する手続が適正に行われるよう、議長が審査の対象となったときは、この条例に規定する議長の職務を代理で副議長が行うこと、また、議長及び副議長が共に審査の対象となったときは、年長の議員が同様に代理となることを規定しています。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

本条の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることを規定しており、桶川市議会議員政治倫理条例施行規程を制定し、審査請求の手続及び各様式等について定めています。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

【解説】

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行することを定めています。